

(第一類 第九号)

衆議院 第百五十六回国会

經濟產業委員會議錄第十九號

平成十五年五月三十日(金曜日)

出席委員

理事	阪上	善秀君	理事
理事	竹本	直一君	理事
理事	田中	慶秋君	谷畑
井上	義久君	理事	中山
		土田	義活君
		龍司君	孝君
			幹郎君
			下地

政府参考人 (公正取引委員会事務総局 経済取引局長)	上杉 秋則君
政府参考人 (公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部長)	檜崎 憲安君
政府参考人 (経済産業省大臣官房長)	北畠 隆生君
政府参考人 (内閣参考室)	

律案（内閣提出第九〇号）（参議院送付）
下請中小企業振興法の一部を改正する法律案
(内閣提出第九一号) (参議院送付)
小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内
閣提出第九二号) (参議院送付)
は本委員会に付託された。

存じますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○村田委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

政府参考人	今井 康夫君
(経済産業省製造産業局長)	
政府参考人	
(資源工エネルギー庁資源・燃料部長)	
安全・保安院長	
資源エネルギー庁原子力	
佐々木宜彦君	

金刀
上西
卷之三
異動
十日

島	理森君
島みどり君	
本	
明彦君	
端	
達夫君	
基夫君	
砂田	圭佑君
吉野	
島	
高木	正芳君
赤嶺	
政賢君	
穀君	
聰君	

補欠選任

國務大臣	經濟產業大臣
(内閣官房長官)	
經濟產業副大臣	
經濟產業大臣	
經濟產業大臣政務官	

(公正取引委員会委員長)
竹島一彦君
(内閣官房内閣審議官)
小山裕君
(政府参考人)
小山裕君

五月二十九日
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法

本案審査のため、本日、政府参考人として経済産業省大臣官房長北畠隆生君、経済産業省産業技術環境局長中村薰君、経済産業省製造産業局長今井康夫君、資源工エネルギー庁資源・燃料部長細野哲弘君、資源工エネルギー庁原子力安全・保安院長佐々木宜彦君、公正取引委員会事務総局経済取引局長上杉秋則君、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長橋崎憲安君及び内閣官房内閣審議官小山裕君の出席を求める、説明を聴取いたしたいと

の改正というのは、小出しの部分になるのか、あるいはまた大改正の前にちょっと小改正をしておるいは、最初は経済産業省関係の質問といふことを行わせていただきます。

今回の、参入障壁を、ハードルを低くするといふ部分で、法根拠のもとでは十一の事業、検査事

第一類第九号 経済産業委員会議録第十九号

平成十五年五月三十日

散、そしてまた経済社会の高度化ですか多様化などで事業ニーズが減少したということに伴う解散、それから公益法人同士の統合ということによる整理統合でございます。

ですから、経済産業省といたしましては、毎年事業計画書ですか事業報告書の提出を義務づけておりまして、定期監査の実施によりまして法人の事業活動を把握し、公益法人本来の目的がもう達成されたと考えられる法人に対しても自主的な解散を検討させるなどの指導を適宜行つております。

そういうことで、整理統合等進んでるわけですが、それとも、そのほかにも、情報公開、これを徹底していくこと、これはその都度政府から基準が出ました、または小泉総理からの指示もございまして、情報公開の方も進んでおります。

○高市副大臣 りましたら御報告いただきたいと思います。からということでまた数は違うかもしれませんけれども、そういうものの実績というものがわからぬでござりますね。

当省所管の公益法人の解散法人数ですが、平成八年に六法人、平成九年に四法人、平成十年に七法人、平成十一年に七法人、平成十二年に十三法人、平成十三年に九法人、平成十四年に十五法人ということまでございます。

○奥田委員 今は目的の役割を終えた、あるいはほかの省庁でも指摘されている休眠状態の公益法人といつたようなものがそういう対象になつたのかと思いますけれども、経済産業省自身での指導というのはどういうふうにあるかということでも、もう少し詳しい部分で教えていただければと思うんです。

例えば、総務省から出されている公益法人の年次資料というかなり厚い、データとして多くの

データが書かれているものがありますけれども、こういつたのをずっと見ておりますと、天下りの問題には対処しているかもしれませんけれども、経済産業省をほかの省庁と例えれば比べてみると、役員報酬の部分なんかではやはりまだ統計として非常に高い数字が出てくる。

例えば、有給常勤役員の平均年間報酬額といふものを調べたものなんかがありますけれども、経済産業省所管では、一千二百万以上の常勤役員では三百六法人、二千五万以上の役員もその中で十五法人存在するということで、これは省界別にずっと

と整理してみますと、かなり高額理事の方が多いということになつております。仕事の内容なんかと精査しないとその評価といふのは正確にはできませんけれども、この報酬額などというのは公益法人という性質のものの報酬額なんだろうか。また、この中で、公益法人にもいろいろありますから、政府と密接な関係があるのかないのかというところまで私は見ておりませんけれども、そういった高額報酬の問題。

ますけれども、公益法人の目的となつていてます本来の事業費規模、これに二分の一の予算を使ってくださいよということ、あるいは、人件費など管理費は二分の一に抑えなくてくださいという指導、あるいは、當利を目的とします部分の収益事業、この事業費は半分以下にしてくださいといった、公益法人の性格から考えると至極当然で、まだ緩やか過ぎるんじゃないかと思うくらいの指導であります。

こういったことに対して、経済産業省所管の公益法人の中で、本来の事業費規模二分の一以上を達成していないものは四百十九法人、半分が本来の事業目的というものに事業費を半分以上使つてない。あるいは、管理費割合とというところで、も、大体、管理費が反対に五〇%以上法人の年間収支の中でもかかっているというところが、肥大化したようなところだと思うんですけれども、三十四法人。そして、収益事業費の部分でも、収益事業費

業が二分の一以上あつて、営利法人と変わらない
感じですかというような法人が五法人、統
計の上で出てきております。

望ましい公益法人の姿というもののから少し逸脱
しているこういった部分に関しての指導といふ
のはどういうふうになつてゐるか。またあるい
は、大臣、副大臣の着任してからの御経歴の中
で、ちょっと目を覆いたくなるような例があつた
というようなことがあれば教えていただきたいと
思ひます。

○高市副大臣 まず、経済産業省所管の法人の中

で、平成十三年度の決算において、「収益事業の規模が総支出の二分の一以上の法人が一法人を在しておきました。この法人に対しましては指導を行いまして、その後、改善に取り組んでおりました。それから、給与水準の御指摘もございました。これは、平成八年に、公益法人の設立許可及び導監督基準において、「当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額な過ぎないものとする」となつております。

で、先ほど御指摘のあった平均年間報酬額についても把握をいたしておりますが、閣議決定に基づきますと、適切な水準になつていると考えております。

また、公益法人の中で国と特に密接な関係のある法人と表現されるもの、例えば検査委託を受けているなど、三分の二以上の収入を補助金に頼っているなどと、再分配型の法人でございましが、これは八十六法人あるんですけれども、こういった特に密接な関係のある法人に関しましては、平成十四年三月に政府部内で申し合わせがございまして、これは公務員制度改革大綱に基づく措置なんですけれども、これらの法人についてでは公務員の水準と比べても不當に高額に過ぎないよう指導することとされているんですが、この平均年間報酬額が二千万円を超える法人が一法人ございまして、この引き下げについて指導いたしましたて、この法人は給与水準を引き下げるなどとい

○奥田委員 特殊法人なんかでもあるんですねけれども、皆さん、政府の言う民間の給与水準といふのは、何か学歴か何かをもとにしてやっているうなもので、私もどこから民間給与水準を出すかというデータの出し方とというのは詳しくは承知しておりませんけれども、そこから出てきたものは、一部上場企業の優良企業の平均年収ベースみんなふうにしか見えないので、それを当てはめると今までには今は言いませんけれども、ぜひとも本当の民間実態の給与というもの、やはりそれを見なが

○%カットだと。だけれども、どうしてああいうのに、三〇%カットじゃなくて平均幾らになるんだ、職員はこれだけで総額が幾らの入件費になるんだ、そういうところを言わないと、べらぼうに最初から高かったものを下げたって、一般の人にはしたら、年収五百万ぐらいの人にすれば、まだおれたちより高いじゃないか、何があいつらは。そういう点もしっかりとチェックをしていただきたいと思います。

時間がなくなつてまいりましたけれども、内閣官房の方にも来ていただいております。

今、一応高市副大臣の方から政府指導の事柄についての対応というのを聞かせていただきまつたけれども、今、公益とは一体なんだろうかといふような、結論のちょっと出しにくいそういう

平成十五年五月三十日

しいことまでは聞かせんけれども、今政府部内で行われている検討作業、ある意味で時間切れになつて、時間延長の中で取りまとめをしておることかと思ひますけれども、こういつた中で、公益法人制度の改正、改革における大きなざくっとした問題点あるいは論議の中心となつておる部分を教えていただければと思います。

それともう一つ、もう最後の質問になりますので、あわせまして、こういつた資料の中には、省政府の許認可でできたはずの公益法人でありながら、所管不明法人というのがかなりの数出てきております。そういう所管不明法人というのがどうなものなのか、どういう経緯で出てきて、今どういう対応をとろうとしているのか、ちょっとその点もあわせてお答えいただければと思います。

○小山政府参考人 お答え申し上げます。

公益法人制度の抜本的改革でございますけれども、民法三十四条に基づく公益法人制度、これは明治二十九年に民法が制定されてから、百四年にわたりまして抜本的な見直しが行われてきていたいということもございまして、その運営や指導監督、ガバナンスのあり方などについて、しばしば批判が見られているところでございます。

その主な問題点として挙げられるものといたしましては、現在の公益法人制度におきまして、法

人格の付与と公益性の判断というものが一体となつて行なわれて、この結果、時代の流れとともに公益性が失われたというような状況があると、いうことが一つございます。

また、現在は、公益法人制度においては主務官庁により許可制をとつておる関係でございますが、そこでは、公益性とは一体何かといつた判断基準等も不明確であるために、しばしば行政が主導権をとつたような法人というものが見受けられるのではないか、その結果いろいろな問題が出

てゐるのではないかという御指摘もあるところでございます。

そのような問題点を踏まえまして、昨年の三月に、民間非営利活動を我が国の社会経済システムの中で積極的に位置づける。それとともに、公益法人について指摘される諸問題に適切に対処するためには抜本改革に取り組むということを閣議決定したわけでございまして、現在、その検討作業を行つて検討を進めていたところでございまして、近いうちには政府としての基本的な考え方をお示しできるのではないかと思っております。

それから、所管不明法人についてのお尋ねでございました。

正確には私どもの所管事項ではございませんのとが明らかでない法人がかなりあるかもしませんが、私どもが聞いておるところでは、この所管不明法人というのは戦後の混乱期等におきまして、かなり作業は進んでいるというふうに聞いております。

以上でございます。

○奥田委員

私の持つておる資料は、作業が全然

進んでいない

とい

う

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

イミング、そういった中で、私も現地に出向いて地域の住民の方々にお話をさせていただき、そして安全性が確立されたものから一つ一つ立ち上げてまいります。こういう努力はさせていただきたいと思っております。

今、それぞれ福島、新潟県に起動の可能性のあるものもござりますけれども、こういったことも最終一つ一つ安全性を確認して私どもは努力をする。同時に、電力も皆様方に呼びかけて、そして電力の断絶をなくすこと、これが最大の眼目ですから、頑張らせていただきたい、こう思っています。

それから、後藤先生のちょっとお許しをいただきまして、この場をおかりして、昨年のH-IIAのロケットで打ち上げました次世代の無人宇宙実験システム、USER-S、これがこの九時五十分に無事帰還をし、これを回収した。これは非常に大変いいニュースでございまして、これによりまして、微小重力の問題ですとか超電導、こういったことの実験をこなすつとやつておりますが、日本も初めてのケースで、打ち上げた衛星から無事おりてきて回収した。このことは、ちょっと大変恐縮でしたけれども、発表をさせていただきましたいと思います。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○後藤(斎)委員 最後のところは後でちょっと中小企業のものも若干触れさせていただきますが、日本いろいろな技術の非常に塊みたいなものがありますし、先ほど大臣がお答えいただいたように、需要、供給、それぞれの角度から、本当に現場の皆さんを含めて御努力されていることはよくわかります。

だからこそ、私は一点だけ御要請をしておきますと、もう総論の需給だけではなく、具体的にどうするかと以前にも御指摘をさせていただきましたが、その部分に入り込んで、節電のPRをする、ないし個々の数字の積み上げはまさにミクロ的な部分の供給をすべて足し合わせたもので、一

つがだめになれば連続してだめになってしまうということがないようにぜひお願いをしたいと思っております。

今、それぞれ福島、新潟県に起動の可能性のあるものもござりますけれども、こういったことも最終一つ一つ安全性を確認して私どもは努力をする。同時に、電力も皆様方に呼びかけて、そして電力の断絶をなくすこと、これが最大の眼目ですから、頑張らせていただきたい、こう思っています。

今、それぞれ福島、新潟県に起動の可能性のあるものもござりますけれども、こういったことも最終一つ一つ安全性を確認して私どもは努力をする。同時に、電力も皆様方に呼びかけて、そして電力の断絶をなくすこと、これが最大の眼目ですから、頑張らせていただきたい、こう思っています。

(

これも、来週から大臣も御同行なさると思われるものもござりますけれども、こういったことでもあるのですね、大臣。行かないんですか。では總理がどういうことで、済みません。

次に入りたいと思います。

つかだめになれば連続してだめになってしまう

いうことがないようにぜひお願いをしたいと思

うます。

この委員会でも大臣のお考えをお聞きしました

が、この復興問題がエビアン・サミットで重要な

テーマになるうとしております。ただ、私は、こ

れからのエネルギー、特に石油の輸入、供給の問

題を考えると、イランの石油開発に我が国が

どうかかわるかということが大変大きな、ある意

味では節目になるのではないかなどというふうに

思っています。

それは、従来からこの委員会でも、また経済産業省でも検討なさっていますように、中東依存度をどう下げていくかといふことがエネルギー政策の大きな課題であつたはずでございます。イラクの石油が再開をすると生産量が大変ふえ、需給が逆に、数ヵ月前の議論ではない、大きく緩和をされ、OPECの需給コントロールが全くきかなくなつて原油価格が今度どんどん安くなるという多分一つの要素もござりますで、しかし、天然ガスの問題やほかの再生可能エネルギー、これは八月までにおまともになるであろうエネルギー基本計画の部分にも私は影響すると思うんですが、このイラクの復興の中でも、イラク石油開発、それをどうお考えをお聞かせいただきたいと思います。

ただ、長期的に見ますと、中東に偏るというこ

とはエネルギーの安全保障上、これは日本にとつてはやはり難しい問題だ、こういうふうに思つておられます。我々としては、やはり天然ガスへの比重を高める、こういうことも国策としてとらせていただこうになりましたし、そういう意味では、

いたくようになりますして、そういう意味では、

サハリンの一号、二号、あるいは例えればロシアと

サミットで小泉総理もブーチン大統領とサン

クトペテルブルクでも会談をする、そういう中で

ロシアとのパイプラインのことも議題に上ると私

は思っておりますけれども、そういう、中長期的

にはやはり安全保障上の問題で、他地域あるいは

天然ガス、そして今御指摘の新エネルギー、そ

いつもの私どもは積極的に選択をしながら、

そして現状のイラクに対しても、その復興に最大

限、できることから協力をして、そういう中で

選択肢の一つをふやしていく。

こういうことも、私はエネルギー政策上必要な

ことだと思っておりまして、そういう観点で私どもは取り組んでいきたい、こういうふうに思つて

思つています。

これは後藤先生ももう御承知のように、イラク

その石油資源開発につきましては、主権を有す

るイラク国民によつてその方針というものが決められるのが大前提だ、こういうことではないかと

思つています。

この委員会でも世界の中で第二位の石油埋蔵量を有

しますが、エビアン・サミットがござります。行かれます。

ます。

この委員会でも大臣のお考えをお聞きしました

が、この復興問題がエビアン・サミットで重要な

テーマになるうとしております。ただ、私は、こ

れからのエネルギー、特に石油の輸入、供給の問

題を考えると、イラクの石油開発に我が国が

どうかかわるかということが大変大きな、ある意

味では節目になるのではないかなどというふうに

思つています。

それは、従来からこの委員会でも、また経済産業省でも検討なさっていますように、中東依存度をどう下げていくかといふことがエネルギー政策の大きな課題であつたはずでございます。イラクの石油が再開をすると生産量が大変ふえ、需給が逆に、数ヵ月前の議論ではない、大きく緩和をされ、OPECの需給コントロールが全くきかなくなつて原油価格が今度どんどん安くなるという多分一つの要素もござりますで、しかし、天然ガスの問題やほかの再生可能エネルギー、これは八月までにおまともになるであろうエネルギー基本計画の部分にも私は影響すると思うんですが、このイラクの復興の中でも、イラク石油開発、それをどうお考えをお聞かせいただきたいと思います。

ただ、長期的に見ますと、中東に偏るというこ

とはエネルギーの安全保障上、これは日本にとつてはやはり難しい問題だ、こういうふうに思つておられます。我々としては、やはり天然ガスへの比重を高める、こういうことも国策としてとらせて

いたくようになりますして、そういう意味では、

サハリンの一号、二号、あるいは例えればロシアと

サミットで小泉総理もブーチン大統領とサン

クトペテルブルクでも会談をする、そういう中で

ロシアとのパイプラインのことも議題に上ると私

は思ておりますけれども、そういう、中長期的

にはやはり安全保障上の問題で、他地域あるいは

天然ガス、そして今御指摘の新エネルギー、そ

いつもの私どもは積極的に選択をしながら、

そして現状のイラクに対しても、その復興に最大

限、できることから協力をして、そういう中で

選択肢の一つをふやしていく。

二十八日の経済財政諮問会議の中で、大臣は、

国際石油市場に新たな供給源が提供されることに

より、我が国における中東地域内における多角化

の選択肢、こういうものが拡大するということは

事実でござります。したがいまして、中東依存度

がふえるということを別問題としますれば、選択肢がふえる、こういう意味では望ましい方向では

ないかと。

ただ、今御指摘のように、OPECがこのイラ

クの戦争の終結状況を踏まえまして、例えば減産

に踏み切る、さらにこういう形で新しいものが出て

くるという、いろいろな局面が出てくると

思つています。しかし、そういう中で、我が国と

しては、中東ではありますけれども選択肢が広がる

という面では、そういう意味では私どもとして

悪いことではない、こういうことを考えており

ます。

ただ、長期的に見ますと、中東に偏るというこ

とはエネルギーの安全保障上、これは日本にとつてはやはり難しい問題だ、こういうふうに思つておられます。我々としては、やはり天然ガスへの比重を高める、こういうことも国策としてとらせて

いたくようになりますして、そういう意味では、

サハリンの一号、二号、あるいは例えればロシアと

サミットで小泉総理もブーチン大統領とサン

クトペテルブルクでも会談をする、そういう中で

ロシアとのパイプラインのことも議題に上ると私

は思ておりますけれども、そういう、中長期的

にはやはり安全保障上の問題で、他地域あるいは

天然ガス、そして今御指摘の新エネルギー、そ

いつもの私どもは積極的に選択をしながら、

そして現状のイラクに対しても、その復興に最大

限、できることから協力をして、そういう中で

選択肢の一つをふやしていく。

二十八日の経済財政諮問会議の中で、大臣は、

前年度予算ベースで翌年度の予算を編成する現行

システムは予算配分を大胆に変更できないという

ことで、複数年度の予算管理も含めて御提案をな

さつたということでござります。私も、以前から

幾つかの予算分野ではそうあるべきだという考え

を持っておつたので、大変心強く思います。

先ほど大臣が、衛星の回収の問題でお話をいた

だきました中で、私は、日本の中小企業が持つい

るいろいろなノウハウや、それと大企業との連携、産

官学、いろいろな総合施策を経済産業省でやつて

いるものの、その予算ということでいえば、中小

企業対策予算というのは一千八百億前後で、補正

で担保しながら、常に自転車操業しているという

ことだと思っています。

せんべつて、中小企業白書が、四十周年という

記念すべき白書を読ませていただきました。大変

いろいろな角度から、我が国経済における中小企

業の地位、そして経済再生に果たす役割というこ

とで、金融の問題を含めて多角的に、ある意味で

非常に活用がこれからできるおまともめをされて

いるというふうに評価をしたいと思います。

この中でありますように、中小企業の経営者

が大変な労働力をされている。高度成長のときよ

りもむしろこういう低成長、減速成長になつた

ときには、大企業に行きたいという人が行けなく

て中小企業にその人材が来るといったものの、な

かなかそれも達成できていないといふこともき

つと現状評価をされております。

特に、中小企業の経営者の方、この委員会でも

度もお話を出ましたが、ある意味では、数字で

きちっと整理をされたもの、やはり貸し渉り的な

第一類第九号 経済産業委員会議録第十九号 平成十五年五月三十日 第一類第九号

もので、中小企業からの資金需要が大変減つていい、そして、経営者も、銀行から拒絶されると資金需要を縮小する傾向にあるというものが数字でも出ております。そして、政府系金融機関は、貸し渋りが続いている中でもコンスタンツに資金供給を続けている、少なくとも数字上はそう見えます。

特に、これから六月に向けて、ある意味では、中小企業もボーナス時期になります。特段の新しい施策というものは今すぐどうこうということはございませんが、平成十五年度予算でも、幾つか新しい新機軸も含めて、信用保証協会の充実もあわせて対応されますが、これから六月末くらいに、中小企業の経営者も、ある方は、個人の資産を担保にして運転資金を借り、それを社員の方のボーナスにしているという会社も、私の知る範囲では幾つかございます。それが本当に正しいかどうかというのは、経営上、プラスマイナスあります。これから一つの山であります六月に向けて、金融支援も含めてどんな形で対応なさつていくのか、大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○平沼国務大臣 六月、ボーナス時期を控えて、中小企業の皆様方は大変毎日厳しく一生懸命努力をされているということは承知をしております。さなぎだにデフレが進行しておりますが、それで売上高の減少、こういうことにも直面をされております。既往の借入金の返済がそういう中で非常に大きな負担になつていることも事実でございまして、御指摘のように、この六月を控えても、中小企業の資金繰りというのは厳しいわけであります。

こういう中で、当省といたしましては、これまでセーフティーネット保証あるいは貸付制度の整備に努めておりまして、本年四月末までの実績といたしましては、これは後藤先生も数字は御承知だと思いますけれども、二十八万件、そして五兆九千億の融資、保証をこれまで行つてきました。

○平沼国務大臣 六月、ボーナス時期を控えて、中小企業の皆様方は大変毎日厳しく一生懸命努力をされているということは承知をしております。さなぎだにデフレが進行しておりますが、それで売上高の減少、こういうことにも直面をされております。既往の借入金の返済がそういう中で非常に大きな負担になつていることも事実でございまして、御指摘のように、この六月を控えても、中小企業の資金繰りというのは厳しいわけであります。

こういう中で、当省といたしましては、これまでセーフティーネット保証あるいは貸付制度の整備に努めておりまして、本年四月末までの実績といたしましては、これは後藤先生も数字は御承知だと思いますけれども、二十八万件、そして五兆九千億の融資、保証をこれまで行つてきました。

これは、せんだって、りそなに二兆円の公的資金が投入されたということで、中小企業の経営者の方、むしろ、中小企業白書の四十ページにあり

たま、先般、補正等で十兆円の枠を確保させていただきまして、非常に大胆でそして柔軟なセーフティーネットも構築いたしまして、こういった資金で既に十一万八千件で、そして一兆八千五百億。さらにこれはどんどん伸びている。このことは、こういう六月を控えても非常に私どもはいいことだと思っております。

また、こういう厳しい中にあって、今、全國に六百七十八の金融機関がございますけれども、そういう中で、特に四百三十七を指定いたしました。そして、これによつて中小企業向けの融資残額の八割はカバーできるわけでございますけれども、そういう当面する厳しい中小企業の皆様方に限らず民間企業の参入を可能とする制度改正が対応されて、ほぼ三年が経過をいたしました。あわせて、この三年をたつた中で、多分、検査の質の向上であるとか、検査手数料の軽減、競争を通じて促進をされたと思いますが、まず、制度改正、平成十一年に基準認証一括法でされた以降の新規参入の実績、そして手数料等のような変化が行われたのか、簡潔に御答弁をお願いいたします。

○中村政府参考人 お答えいたします。

十一年の基準認証一括法におきましては、六本の法律、電気事業法の一般電気工作物から始まりまして、揮発油の品質確保法、それから消費生活安全法に基づく検査、それから電気用品の特定電気用品、それからLPG法の特定液化石油ガス器具の、それからガス事業法のものということで六本制度がございます。

これららのうち、現在末で新規参入が行われてるものが、電気事業法に基づきます一般電気工作物の調査業務については四十九組合、二當利法人、それから消費生活安全法に基づきます一般電気工作物の調査業務については三當利法人と三外国法人が参入してきております。

また、他方、揮発油の委託分析業務、それからLPGガスのガス器具の適合性検査、ガス事業法の

特定期間ガス用品の適合性検査については、新規参入は行われておりません。これは、先ほど指摘がありましたように、マーケットの規模等々によるものと思われます。

それから、改正後、手数料その他にはどのようないく、特に大手行が減つているというこの現状を踏まえて監視をしていただきたいというふうに思いました。

時間がどんどんなくなっていますので、本論に入りたいと思います。

先ほど、奥田議員の方からも、平成十一年の基準認証一括法の部分から触れられました。この方向性はまさに、私も、以前この仕事に携わった一人として、正しい方向が、少しずつですが、芽が出たかなというふうにも評価をしたいと思います。

ちょうど、十二年の四月一日から、公益法人に限らず民間企業の参入を可能とする制度改正が対応されて、ほぼ三年が経過をいたしました。あわせて、この三年をたつた中で、多分、検査の質の向上であるとか、検査手数料の軽減、競争を通じて促進をされたと思いますが、まず、制度改正、平成十一年に基準認証一括法でされた以降の新規参入の実績、そして手数料等のような変化が行われたのか、簡潔に御答弁をお願いいたします。

○後藤(斎)委員 お答えいただいたように、それぞれ法律に基づいた検査業務、確かに市場規模が大変小さいものの、経済産業省からいただいた資料ですと、大体一千五百萬くらいから、一番大きい、先ほど局長も触れられました電気事業法の一概用電気工作物の調査が二百七十一億円ということで、一千五百萬だと、数社が入つて競争しても大変難しいものかなという感じはしますが、ただ、今回のこの法律が、実際自由な民間参入が実現をし、検査、検定ビジネスとして、競争を通じて安全性や保安上のベースは確保してもらうのは当然であります。が、ユーザーの方にそのプラスのメリットが働いていくことが最終的な目標ではないかなというふうにも思つております。

ですから、先ほど指摘がありましたように、法人税が、公益法人が二二二、當利法人の方が入られると三〇ということで、このバランスというものをこれからどうするかというのは先ほど大臣から御答弁をいただきましたので、あえてこれにはお答えは結構でございます。

ただ、私は、一般電気工作物の調査にしても二百七十一億という市場規模でありますし、ただ、実際入つておられる方を見まして、當利法人が二つだけ、あとは公益法人とそれぞれの都道府県の組合の方が対応なさつていて、正直言つて余り、基準認証一括法の部分では、数はふえて

はいるものの、競争条件が整備をされているかと
いうのはこれからよくチェックをしていかなければ
いけないというふうにも思つております。

大臣、多分もう時間がないというペーパーが来
ますので、最後に一括してお答えをお願いしたい
のですが、この法律が改正をされ、法令行為で、
登録がだれにでも明確になつていくといふものは
大きく前に進んだ事項だと思いますが、実際、新
しい、新規の方が入られたり、市場規模が小さい
ところに無理無理例、新規参入が入つてという
ことは想定をしにくいと思うんですが、今回の見
直しで、この安全や検査をするレベルが低下をす
ることは絶対あつてはならない、そのために、そ
の基準をもちろん明示するということでもあると
思います。

それが登録時に検査を、チェックをきっちつとす
るということだけではなく、その後のフォローを
どうするかということ、それと価格や質がどう
なつてはいるかというものの、質については定量的
に把握はできないものであると思います。
○平沼国務大臣 本法律案は、公益法人が国から
委託、推薦等を受けて実施する検査、検定等の制
度に関しまして、行政の裁量の余地のない登録制
度へ移行するため、所要の法律改正を行うもので
ある、そういうことでございます。

こうした措置は検査、検定等に係る制度におい
て、公益法人に対する国の関与を一層明確化する
とともに、公益法人に限らず、一定の能力を有する
者の参入にも資するものである、このように考
えております。

この結果、登録機関の間で競争原理が働くよう

になることによりまして、事業者のニーズに合致

した価格あるいはサービスの提供が行われること

によりまして、ひいては自由な発想を生かした民

間検査ビジネスの活性化にもつながる、このよう

な期待を持つておられます。

本法案というのは、検査、検定等に係る指定、

認定制度を登録制度に移行して、今申し上げたよ

うに国の関与というのを明らかにすることにあり

ます。そしてその登録機関というのは、一定の技

術的な能力を有すること等の要件に適合している

ことが求められておりまして、これらの要件を満

たさない申請者については、当然のことですけれ

ども登録を受けることができないとされておりま

す。

今回の改正においては、登録機関が行う検査の

内容を定めた技術基準については変更しております

せんので、従来と同等の安全性のレベルを維持す

ることとしております。

さらに、仮に登録機関の行う検査等が適正に行

われていないとき、あるいは登録後に登録機関が

登録案件を満たさなくなつたときは、国は必要に

応じ立ち入り検査を行うとともに、当該機関に対

して適合命令あるいは改善命令を出すことができる

わざでないとき、あるいは登録後に登録機関が

命令に従わないときには、当然でございますけれ

ども登録を取り消すことができるようにしておりま

す。

こうしたことによりまして、政府といたしまし

ては、これらの措置を適切かつ機動的に講ずること

によりまして、御指摘の安全性の面につきまし

ては万全を期していく、こうしたことございま

す。

○後藤(斎)委員 ゼひ事後チェックも含めて対応

をお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○土田委員長 土田龍司君。

おはようございます。公益法人に係

る改革という法案でございますが、ちょっと私

は、改革という言葉に値しないんじゃないかな

と。公益法人の中の改革であって、本来、改革と

いうのは制度を変えることを改革というわけで

す。我が国にとってこの公益法人のあり方、どう

いうふうにすべきか、国民生活を守るために必要な事業を行なきやならない、あるいはそのため

に公益法人をつくることがいいのかどうか、公益

法人に補助金を出すことがいいのかどうか、どう

いった方法で我が国の制度としてやっていくかと

いうことを変えるのが改革でございまして、この

程度のことは改革と言わないんです。小泉内閣は

改革が大好きでございまして、何か言うとすぐ改

革だ改革だと言うんですが、公益法人の本質にか

かわる問題、これを変えなければほとんど意味が

ないというふうに私は最初から直觀しております。

ですから、余り大した改革でないし、本当に、

どうでもいいとは言いませんけれども、大事なこ

とだと思いますけれども、それほどのものじゃな

いというふうに私は思つております。後ほどその

公益法人のあり方にについて質問いたしますけれども、まず、幾つか感じたところを質問させていた

だときたいと思っております。

今回、純粹な民間会社が参入をして、公益法人

と一緒にになって競争しながらやっていくわけでござ

りますけれども、今後、公益法人の役割を、あ

くまで民業の補完である、民業がメインであつ

て、公益法人は、もうからないところとか余り人

がやらないようなところをやるというような方向

性に行くべきであると思うんですけど、どういうふ

うに考えられますか。

○北畠政府参考人 営利企業と公益法人の関係に

ついての御質問でございますけれども、平成八年

の公益法人の設立許可及び指導監督基準、それか

ら平成十年に関係閣僚会議幹事会申し合わせに基

づく公益法人の営利法人等への転換に関する指針

というものがございまして、これに従つて、具体

的、適切な対応をとつてまいりたいと思いま

す。

具体的に申し上げますと、委員御指摘のとお

り、営利企業と事業を競合し得るような状況に

なった場合には、委員御指摘の補完的関係ととい

うことですございますけれども、例えば営利法人等が

カバーし切れていない地域あるいは業種、技術分

野、こういったものを対象にするということによ

りまして、公益法人の事業の公益性を高め、営利

法人と補完的な関係になるよう改善を図るよう

指導していく、こういう方針で臨んでおります。

○土田委員 次に、公益法人が検査、検定ビジネ

スをして、純粹な民間会社と同じような業務をや

るわけですね。それならば、公益法人も今まで

でなくて、株式会社に組織転換したらどうか、こ

ういう考え方もあるかと思うんですが、これ

についてははどういうふうに考えますか。

○北畠政府参考人 ただいまの、お答えいたしま

したとおり、第一には補完的な関係に持つていく

という指導をいたすわけでございますけれども、

こういつた指導によりまして改善が図られない

といいますか、民間営利企業と競合し得る、競合

するという状況になつた場合には、先ほど申し上

げました平成十一年の申し合わせに基づきまして、

公益法人の当該事業の廃止、当該事業の営利法人

等への転換あるいは営利法人への譲渡、こういつ

たことを含めて事業の見直しを指導していく、こ

ういった方針で望みたいと思つております。

○土田委員 今回、法令に明記された、一定の要

件を満たすものであれば登録を受けることができます。

かと思うんです。

あくまで民業の補完であるという前提のもと

に、登録理由を公開するということも考えられる

と思うんですけど、これについてどう考えますか。

○中村政府参考人 二つの側面からこの問題はあ

ると思いますが、まず一つの側面として、この法

律については、検査、検定に係る指定、認定制度

を登録制に改め移行する、登録要件を法律上明確

にして公益法人に対する国の関与も含めて透明性

を増すものであります。

この登録制においては、検査、検定等を行う機

関が一定の技術的能力等を有する等の要件を満

している場合には、公益法人であるかどうかといふこといかわらず参入は認めるという形になります。

他方で、公益法人のあり方の問題としては、先般官房長が説明しましたように、平成八年に閣議決定された公益法人の設立許可及び指導監督基準においては、事業内容が、社会経済情勢の変化による状況になつている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容の改善等に向けた措置を講ずることとされており、公益法人に対する立人検査等に、同指導監督基準に照らして措置を講すべき事態が生じている場合には適切に処理していくということになつております。

また、議員が指摘されました登録理由の公開については、先般の、昨年三月閣議決定におきましては、公益法人に対する国との関与等を透明、合理化するための措置として、各省は、指定、登録の理由等についてインターネットで公開することとされており、当省としてもかかる措置を講じたところでございます。

○土田委員 次に、優遇税制の件です。

今回の改正によつて登録制度になることによつて、公益法人と民間会社と同じ市場で競争するわけですね。いわゆる同じ土俵でこれから戦っていくわけですが、公益法人には優遇税制が認められております。ところが、民間会社、株式会社の方はそれがないわけでございまして、同じ土俵でやりながら不利な条件を強いられるということになると思うんですけども、これについてははどういつた対応をしますか。

○北畠政府参考人 公益法人につきましては、その法人の性格から一定の税制上の優遇措置が講じられているのはもう委員御案内のとおりでござります。ただ、その後の社会情勢の変化によりまして、公益法人の行う事業が多様化した結果、民間企業と競合関係にある事業というものが生じ、それに対する課税についてアンバランスが生じていないのでないかということにつきましては、そう

いう御指摘があるということは十分承知をいたしております。

現在、公益法人制度の抜本的改革につきましては、内閣官房行政改革事務局を中心に行き、この中で、御指摘の公益法人に對する優遇税制のあり方につきまして、当省といたしましては、その検討結果を踏まえまして対応してまいりたいと考えております。

○土田委員 その検討結果というのは、いつごろ出る予定なんですか。そうしたときに、同じ土俵では戦えないでの、今回法律が改正されるわけでですね。そういう不利な条件下で、できないんじやないかと話しているんです。いつごろ答申が出るのか、そしてその不利な条件をなくすためにはどうするかということをもう一度お答えください。

○北畠政府参考人 内閣の方でお答えいただくべき性格かもしれません、私どもが聞いている範囲で申し上げますと、この検討はかなり時間がかかる、一年程度、あるいはそれ以上かかるのかも

しないというふうに聞いております。

公益法人の税制のあり方につきましては、本来は公益法人といふものが営利を目的としない活動を行つてゐる法人であるということ、もうこれは委員御承知のとおりだと思いますけれども、主務官庁の設立の許可、指導監督があること、解散時の残余財産が構成員に帰属しないといった営利法人とは異なる性格に基づいてこういつた税制が講じられておるわけございまして、こういつた本来の趣旨と、社会情勢の変化によりまして民間企業と競合関係が生じてきてそここの部分についてアンバランスがあるという委員御指摘のような指摘、この関係をどう整理するかということだと思います。

私どもとしては御答弁しづらいわけですから、内閣での検討の結果をもう少し待ちたいといふことでお許しをいただきたいと思います。

○土田委員 次に、補助金の件なんですが、税制の優遇措置だけではなくて、国は公益法人に対し

て補助金や委託費を出しているわけですね。その総額は幾らかという質問がまず第一。

それから、経済産業省所管の公益法人だけでも年間二千億円でしたつけ、支出されている。国の補助金や委託費のあり方について、必要性についてどのように考えておられますか。

○北畠政府参考人 私どもの所管の公益法人についてござりますけれども、二百二十二法人に対して補助金、委託費の合計額が二千五十六億円とあります。公益法人全体では年間の収入合計が一兆三千七百二十億円でございまして、このうちの一兆五十六億円という比率になります。

それから、公益法人に対する補助金、委託費のあり方についての御質問でござりますけれども、公益法人を対象に委託費、補助金を出すということがでございますが、そういった上で政策上必要な場合にどこに出すのが適切かという判断をいたしておりまして、委託費、補助金が本来必要かどうかということを厳格に見直すという点がまず大前提でございますが、そういつた上で政策上必要だと認められた国からの補助金、委託費につきまして、それを実施するのが、まず国あるいは独立行政法人がやるというのが原則でございますけれども、これが執行上の理由その他から適切でないといったときに、公益法人に知識、ノウハウがあり効率的、効果的に実施できると判断する場合には、こういつた公益法人に委託費、補助金を出す、こういつた考え方で処理をしておるところでございます。

○土田委員 これは一応やはり大臣に聞いておきたいんですけども、今の答弁の中で、年間一兆三千億円の補助金が出されている。国家予算の中から一兆三千億円の……（北畠政府参考人「二千五六十億円でございます」と呼ぶ）いや、それは経済産業省でしよう。国家としては、国としては一兆三千億が出されておる。この今の答弁で、必要かどうかという問題ではなくて、どういつたところに使うのかが議論されているわけですが、本

来必要かどうか、公益法人に出す一兆三千億ものお金が。このあり方について、大臣、どう考えておられますか。

○北畠政府参考人 私の答弁、ちょっと不適切でございましたので、答弁を変えさせていただきま

なものは厳正に管理をする、こういう基本姿勢が私は大事だ、こういうふうに思います。

○西川副大臣 今の大臣の御答弁の細かな部分を、ちょっとと私補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

今大臣がお答えになりましたとおりでございますが、細かな具体的なことで申しますと、その二千五十六億円は人件費は一切出ておりません。役員報酬等は一切出ておりません。今後もこれは出さない予定であります。

政策ニーズの高い研究開発でありますとか、中小企業支援でありますとか、専門的人材の養成でありますとか、そういうところに使っておりますので、これは必要なものであるというふうに考えておるわけでございます。

○土田委員いや、必要かどうかというのは当然のこととして、必要だから出すんでして、国家財政の中でも一兆円を超えるようなお金がそこだけに必要かどうかという話なんですよ。それは当然大事なことですから予算措置をしなきゃなりませんけれども、そういった仕組みを変えることが改革だと言つておるんですよ。今回のなんか改革じゃないですよ。

○西川副大臣さつきから官房長も御説明をしておりますが、委員にぜひ御理解いただきたいのは、一兆三千億というのは八百を超える、九百に近い我が省所管の公益法人のすべての收入でございます。事業収入でございます。我が方の補助金は二千五十六億、一兆というのはそっちの……

（土田委員「国全体として公益法人に幾らの」と呼ぶ）それはちょっとわからぬ。

○土田委員さつきから聞いているんだもの、だって。資料がなければないけれども。

○西川副大臣すべてのことについては、ちょっと時間をいただいて、調べて後ほど御答弁します。（発言する者あり）

○土田委員五千八百億円だそうです。そのうちで経済産業省が非常に大きな割合を占めている。次に、天下りの問題なんですか？ それとも、公益法

人に對して再就職といいますか天下りが必要以上に行われているんじやないか。いわゆる利用され

ているんじやないかということになつてゐるわけ

が、まず、経済産業省所管の公益法人への天下りの人数について伺い、そして、天下りの実態について是正する気があるのかどうか、これもお尋ね

したいと思います。

○北畠政府参考人当省所管の公益法人における當省出身者の数についての御質問でございますけれども、平成十三年十月現在の調査でございますが、百七十七法人に二百二十九名の常勤理事が就職をいたしております。

○土田委員後半の答弁が抜けていましたよ、官房長。その人数はわかりました。この天下りの実態について是正する気が政府はあるのかどうか。

○平沼国務大臣公益法人のそういう天下り、役員の選定については、あくまでも当該公益法人の評議会あるいは総会または理事会などの意思決定機関の判断によるものでございますけれども、公益法人への退職公務員の再就職については、こうした公益法人の民間法人としての性格を踏まえつつ、政府としては、御承知のように、次の二つのルールというのが閣議決定されているところであります。

一つは、平成八年の九月に閣議決定された指導監督基準では、理事のうち所管する官庁の出身者が占める割合は、理事の現在数の三分の一以下とする。それから、平成十三年末に閣議決定された公務員制度改革大綱では、退職公務員の役員就任状況について適切な情報開示に努めること。

また、当省所管のすべての公益法人につきましては、理事全體に占める當省出身者の割合はそういう指導基準を満たしていると思っておりま

して、公務員制度改革大綱に基づいて、退職公務員の役員就任状況を公表しています。

しかし、いすれにいたしましても、やはりこういう天下りといふものは、非常に世間からもいろいろな御指摘があります。そういう中で、こういふ厳しい中で、私どもは、そういう閣議決定に

従つて、そして国民が納得できる、そういう体制で臨んでいかなければならぬ、こういうふうに思つておるところであります。

○土田委員公益法人は、主務官庁の許可なくしては設立できないということになつてゐるわけですね。主務官庁の監督に服しておるというところが天下りの温床になつておるんじやないか。

特殊法人、独立行政法人、こうした公益法人、天下りの非常に大きな部分を占めているわけでござりますけれども、今回の公益法人の件で、一番

議論が進んでいると思うんですけれども、主務官庁の廃止、こういったことをやりになる気はないのか。議論が出ておるだけじゃなくて、公益法人そのものに関連することなんですが、これについてはどう考えますか。

○平沼国務大臣公益法人の主務官庁制につきましては、自由裁量による許可主義をとつておるところから、法人設立は簡便でないこと、それから、同一法人に対しても事業分野ごとの主務官庁の指導監督があり極めて煩雑であることなどの弊害がないのか。議論が出ておるだけじゃなくて、公益法人そのものに関連することなんですが、これについてはどう考えますか。

○平沼国務大臣公益法人制度につきましては、自由裁量による許可主義をとつておるところから、法人設立は簡便でないこと、それから、同一法人に対しても事業分野ごとの主務官庁の指導監督があり極めて煩雑であることなどの弊害がないのか。議論が出ておるだけじゃなくて、公益

法人そのものに関連することなんですが、これについてはどう考えますか。

○平沼国務大臣公益法人制度につきましては、自由裁量による許可主義をとつておるところから、法人設立は簡便でないこと、それから、同一法人に対しても事業分野ごとの主務官庁の指導監督があり極めて煩雑であることなどの弊害がないのか。議論が出ておるだけじゃなくて、公益

法人そのものに関連することなんですが、これについてはどう考えますか。

○平沼国務大臣公益法人制度につきましては、自由裁量による許可主義をとつておるところから、法人設立は簡便でないこと、それから、同一法人に対しても事業分野ごとの主務官庁の指導監督があり極めて煩雑であることなどの弊害がないのか。議論が出ておるだけじゃなくて、公益

法人そのものに関連することなんですが、これについてはどう考えますか。

○平沼国務大臣公益法人制度につきましては、自由裁量による許可主義をとつておるところから、法人設立は簡便でないこと、それから、同一法人に対しても事業分野ごとの主務官庁の指導監督があり極めて煩雑であることなどの弊害がないのか。議論が出ておるだけじゃなくて、公益

法人そのものに関連することなんですが、これについてはどう考えますか。

○平沼国務大臣公益法人制度につきましては、自由裁量による許可主義をとつておるところから、法人設立は簡便でないこと、それから、同一法人に対しても事業分野ごとの主務官庁の指導監督があり極めて煩雑であることなどの弊害がないのか。議論が出ておるだけじゃなくて、公益

法人そのものに関連することなんですが、これについてはどう考えますか。

検定に係る指定、認定というものを登録制に改めることで、技術基準等々を緩めることでございません。

○中村政府参考人仮にそういう検査する人間が例えば相手方から金品をもらつてしまつたとか

いくと、ということは当然あると思うんですけど、この対象になります。また、法人に対して従業員がそ

ういうことをないしよでやれば、当然それは背任等の問題になつてくるというふうに考えておりま

して、我々、そういうものに対しきつちり、当然、登録制をしいておりますから見直す、それは正措置をやる。要件の中にも、公正にやることということが入っておりますので、その点は万全を期していきたいというふうに思つております。

○土田委員 最後の質問になりますけれども、国がやることは国がやる、民間がやることは民間がやるという、その官と民の役割を明確にして、今後、思い切った公益法人改革を期待しているわけです。

冒頭言いましたように、改革というのはそういうことであつて、小さなことをやることは改革じやございません。国家としてはどうやるかということでござりますので、今後、公益法人をどうしていくのか、これについては大臣の決意をお尋ねしたいと思います。

○平沼国務大臣 公益法人制度につきましては、民法制定以来、實に百年以上にわたつて抜本的な見直しが行われていいわけであります。今日の社会経済性に即した見直しを行ふことは当然重要なことだ、こういうふうに思つておりますけれども、内閣官房において抜本的な改革に取り組んでいるところでございます。私どもいたしましても、その取りまとめられる方針に従つて積極的に取り組んでいて、そして国民の御納得を得られるよう、そういう改革にしていきたいと思っております。

最後に先ほどの、国全体の数字でござりますけれども、五千七百九十九億円でござりますので、御報告させていただきます。

○土田委員 以上で終わります。

○塩川(鉄)委員 日本共産党的塩川鉄也です。

今回の公益法人改革の法案で、改正対象の多くを見ますと、検査法人等について、指定制度、認定制度から登録制度に変えるという趣旨のものであります。その趣旨についてのいろいろな説明では、いわば行政裁量を排除するということ聞い

てゐるわけですから、では、現行の指定制度や認定制度では、現行におきましては行政の裁量によつて不公正な運用がされていたのか、その点について大臣にお聞きします。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。公益法人が國から委託 推薦等を受けて行つてゐる検査、検定等の事務事業につきましては、從来から、現行の指定、認定制度のもとで、法律から政省令等に委任された指定 認定基準に基づきまして、行政として透明かつ公正な運用に努めてきたところであります。

一方、公益法人に対する行政の関与を一層透明化するとの観点から、かかる指定 認定制度につきましては、今般、登録制度に移行することとしておりますけれども、これにあわせまして、行政の裁量の余地を可能な限り排除するとの観点から、登録基準につきましては、行政により制定される政省令ではなくて、国会の審議を経た上で制定される法律において規定することとしたいたしました。また法律上も、「要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない」と規定して、行政の裁量の余地を排除することとしたものでござります。

したがいまして、今回の改正により導入される登録制度においては、公益法人と国との関係は一層明確化されるとともに、国の裁量の働く余地のない制度となる、このように私どもは理解をしていりますが、このところでござります。

最後に先ほどの、国全体の数字でござりますけれども、五千七百九十九億円でござりますので、御報告させていただきます。

○土田委員 以上で終わります。

○塩川(鉄)委員 塩川鉄也君。

今回の公益法人改革の法案で、改正対象の多くを見ますと、検査法人等について、指定制度、認定制度から登録制度に変えるという趣旨のものであります。その趣旨についてのいろいろな説明では、いわば行政裁量を排除するということ聞いて

こたえるかどうかということが今問われていると 思います。いただいた資料でも、どの公益法人にも満遍なく天下りがあるわけで、今回の法改正で、何か国民が納得するような天下りについての規制というのが行われるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○平沼国務大臣 本法案は、昨年三月に閣議決定をされました公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画に基づきまして、公益法人が國から委託、推薦等を受けて行つてゐる検査、検定等の制度を、繰り返しになりますが、登録制度に移行するものであります。この登録制度は、議員御指摘の天下りの是正といった観点からではありますけれども、登録要件を法律上明確に規定することにより、國の裁量の余地をなくすことを

また、昨年三月の閣議決定においては、登録制度の移行のほかにも、例えば、公益法人の役員報酬に対する國の助成は基本的に一律廃止といった措置を講じることとされておりまして、政府としてかかる措置を着実に実施してまいる所存でございます。

さらに、經濟産業省いたしましては、平成十三年末に閣議決定された公務員制度改革大綱に基づきまして、所管の公益法人に対して、国所管のすべての公益法人について、國家公務員出身者である役員の官職の公表、さらには、國と特に密接な関係にある公益法人については、役員の報酬、退職金が國家公務員の給与、退職金の水準と比べても不当に高過ぎないようには正することについて指導、要請を行つております。公益法人が再就職の安易な受け皿となることがないように努めてきましたところでございまして、引き続き、天下りの問題も含めて努力を続けていきたい、このように思つております。

ここで言う特殊指定というものはどういうものなのか、この点をお聞きします。

○檜崎政府参考人 御説明いたします。

独占禁止法上不公正な取引方法が禁止されるわけですが、これは、具体的には二条九項の規定によりまして、公正な競争を阻害するおそれがあるものとして公正取引委員会が指定する行為でございます。そして、公正取引委員会が指定する行為につきましては、あらゆる業界に対して適用される不公正な取引方法を指定しているものとしていわゆる一般指定というものがござりますけれども、この一般指定のほかに、特定の業界 特定の分野ごとに具体的に不公平な取引方法を定めるものをいわゆる特種指定というふうに言つてゐるわけでございま

だ。本来、国民的な关心でもある天下り規制などに手も打たれないというものであれば、私は、やはりそもそも改革の名前に値しない、そういうことを強く指摘せざるを得ません。今求められているのは、国民や中小企業の暮らしをしっかりと支援するための取り組みであり、公益法人の役割もこの点で問われてゐるわけであります。

そこで、公正取引委員会を開きますが、トラック事業の公平な競争の確保のために、事後チェック体制を強化する手段として公益法人が活用されています。地方貨物自動車運送適正化事業実施機関として公益法人であるトラック協会がその任に当たつているわけですが、今トラック業界は不況等の制度を、繰り返しになりますが、登録制度に移行するものであります。この登録制度は、議員御指摘の天下りの是正といった観点からではありますけれども、登録要件を法律上明確に規定すことにより、國の裁量の余地をなくすことを目的として導入を行つものであります。

また、昨年三月の閣議決定においては、登録制度の移行のほかにも、例えば、公益法人の役員報酬に対する國の助成は基本的に一律廃止といった措置を講じることとされておりまして、政府としてかかる措置を着実に実施してまいる所存でございます。

さらに、經濟産業省いたしましては、平成十三年末に閣議決定された公務員制度改革大綱に基づきまして、所管の公益法人に対して、国所管のすべての公益法人について、國家公務員出身者である役員の官職の公表、さらには、國と特に密接な関係にある公益法人については、役員の報酬、退職金が國家公務員の給与、退職金の水準と比べても不当に高過ぎないようには正することについて指導、要請を行つております。公益法人が再就職の安易な受け皿となることがないように努めてきましたところでございまして、引き続き、天下りの問題も含めて努力を続けていきたい、このように思つております。

ここで言う特殊指定というものは、何が不公平な競争を阻害するおそれがあるものとして公正取引委員会が指定する行為でございます。そして、公正取引委員会が指定する行為につきましては、あらゆる業界に対して適用される不公平な取引方法を指定しているものとしていわゆる一般指定といふのがござりますけれども、この一般指定のほかに、特定の業界 特定の分野ごとに具体的に不公平な取引方法を定めるものをいわゆる特種指定といふふうに言つてゐるわけでございま

す。

○塩川(鉄)委員 ここで運送業者としている範囲ですけれども、これは陸運だけではなくて、海運や航空運輸なども含まれるという意味なんでしょうか。

○樺嶺政府参考人 先ほど御説明いたしましたように、不公正な取引方法が行われている蓋然性が高いような業種、分野といったものについて特殊指定というものがなされるわけでございますので、我々として、今荷主と運送業者との関係で不公平な取引方法があるというふうに指摘されることは、例えば貨物自動車運送業あるいは内航海運業といったものを念頭に置いて作業を進めていけるところでございます。外航海運とか航空は今念頭に置いてはございません。

○塩川(鉄)委員 もともと、この特殊指定をされた場合には、優越的地位の乱用行為が行われる蓋然性が高い分野と認識していることが前提にあるわけですけれども、公正取引委員会として、貨物自動車運送業、内航海運という話がありましたけれども、現状をどのように認識しているのか、具体的にどのような問題があるのか、この点をお聞きします。

○樺嶺政府参考人 私ども公正取引委員会の方でトラック業界とか内航海運等を調査しているわけでもありますけれども、そこは、荷主と運送業者との関係を調査してみると、やはり大企業、大規模事業者と中小の運送業者との間の取引があり、また取引依存度というものが非常に高いというふうな傾向がございます。

そうした、取引依存度が高いといったところから、荷主から不当な行為を要求されてもそれを受け入れざるを得ないというふうなことが指摘されているわけでございまして、例えば荷主とトラック運送業者との関係におきましては、代金の減額の要請が約四〇%ある、あるいは著しく低い対価での取引の要請が三七%ある、あるいは商品の購入要請が約二〇%ある、あるいは協賛金の要請といったものも十数%ある、こういうふうな、私ど

も調査、アンケート調査への回答といったものはこんな状況になつてゐるところでございます。

○塩川(鉄)委員 もう少し具体的に聞きたいのですが、例えば、代金の減額が具体的にどんなことが行われているのかということ、あと物品の購入要請、購入強制、これがどんなことが具体的に入りで行われているのか、事例で紹介していただきたいのですが。

○樺嶺政府参考人 少しオペレーターとの関係等を、内航海運の例なんかによりますと、例えば、オペレーターA社から、荷主から損害を受けられたといったことで、合理的根拠が明らかにされないままに協力金を要請されたとか、あるいは、一たん定められた運賃を決算対策で赤字になるといたことから減額を要請されたとか、さまざま事例がございます。

○塩川(鉄)委員 従来、いろいろな問題がある分野があつた場合には、ガイドラインを指定してきたわけですね。運送を含めた役務については役務ガイドラインといふものがあるわけですが、ガイドラインといふものがあるわけです。

○樺嶺政府参考人 公正取引委員会はさまざまなものをお願いします。

○樺嶺政府参考人 公正取引委員会はさまざまなものをお願いしますけれども、ガイドラインは、あくまでも独占禁止法の解釈を、公正取引委員会の解釈あるいは運用方針を示したものでございます。したがいまして、ガイドラインに違反するからといって、直ちに独占禁止法違反になるわけじゃない。ガイドラインに照らして独占禁止法違反かどうかを判断する、そのための材料としてガイドラインをつくっているわけでございます。

一方、特殊指定は、先ほど申しましたように、独占禁止法の規定に基づきまして不公正な取引方法を具体的に公正取引委員会が指定するものでございます。したがいまして、特殊指定は、ある行為は独占禁止法の不公正な取引方法になるということでございまして、法的拘束力をを持つ規範性のあるものということで、ここが一番の点でございます。

それから、特殊指定をつくりますと、当然、私どもとしてそういう特殊指定が遵守されているかどうかというふうな調査を定期的に行つたりしますので、規制の実効性といったものが上がつてくのではないかなというふうに考えております。

○塩川(鉄)委員 従来、特殊指定をしているようないままで特殊指定がされたことによっての効果がどのようを見えたのか、そういう実態についておわかりになりますか。

○樺嶺政府参考人 例えは、百貨店業における特殊指定といつたことで、手伝い店員の派遣とかさまざまなことを規制しているわけでございますけれども、百貨店業におきまして、各社、コンプライアンス体制をつくるということ、あるいはチェック体制をつくっていくということで、特殊指定に沿つた形で業界取引を考えていこうといつたことでコンプライアンス等がつくられることもありますして、そういう不当な行為を抑止する効果といったものはかなりあるのではないかなどいうふうに考えてございます。

また、教科書業における特殊指定というものがあるわけでござりますけれども、教科書の誹謗中傷等の行為を厳しく規制がされているところでござりますので、違反の抑止あるいは未然防止といった観点からはそれなりの効果があるものというふうに考えてございます。

○塩川(鉄)委員 実際に特殊指定をして、具体的に列挙し、それに違反するような行為であれば独占禁止法違反となるわけですから、どういう具体的なものを列挙するように考えているのか、不公平な取引方法をどのように列挙するのか、今お考えのところを聞かせてください。

○樺嶺政府参考人 一つは、こういった特定の業界において優越的地位にある場合をどういうふうに考えるかというのを、少し、優越的地位にあることでございまして、法的拘束力をを持つ規範性のあるものということで、ここが一番の点でございます。

かどうかという物差しといいますか基準といいますか、そういうものをできれば明らかにしたいと思います。

それから、特殊指定を行つたりしますと、どうかというふうな調査を定期的に行つたりしますので、規制の実効性といったものが上がつてくのではないかなというふうに考えております。

○塩川(鉄)委員 ところでおきますし、これからもう少し実態把握をして、例えば、不当な減額でござりますとか、商品の購入強制でござりますとか、人員の派遣とか、その他の行為といつたものを今我々も調査しているところでございますし、これから御審議されると、そういうふうに考えてございます。

○樺嶺政府参考人 特殊指定といふのを検討するときのきっかけは、下請法の対象にサービス、運送業も入れるといったことでござりますけれども、それで、下請法の対象とならない荷主と運送業者の関係を特殊指定で定めていくこと、これが実施する予定のものなんでしょう。

○樺嶺政府参考人 特殊指定といふのを検討するときのきっかけは、下請法の対象にサービス、運送業も入れるといったことでござりますけれども、それで、下請法の対象とならない荷主と運送業者の関係を特殊指定で定めていくこと、これが実施する予定のものなんでしょう。

○塩川(鉄)委員 そうしますと、下請代金法の改正が施行するのとあわせて実施をするというふうに考えてよろしいんでしょうか。確認。

○樺嶺政府参考人 基本的に、そんな方向で考えてございます。

○塩川(鉄)委員 今、特殊指定について、荷主と運送業者との関係で指定する話を聞いたわけですが、もちろん運送業界での元下関係だけではなくて、実際には荷主に大きな責任が問われていく。このことは、参議院の審議の中でも大いに議論になつた点であります。

そういう点では、荷主に限らず、要するに発注元とそれを受ける取引業者との関係というのが全体としてやはり今大きな問題が生まれているんじゃないかな。例えば、ビルメンテナンス業界みた

いなところでも、元下関係ももちろん問われなければならぬけれども、発注元の価格の引き下げというのが一番大きいというのが業界としての共通の認識であります。

ですから、荷主と運送業者の関係以外で特殊指定をする考え方というのはあるのかどうか、今の段階での取引委員会の考え方を聞かせてください。

○橋嶋政府参考人 今回、サービス業における下請取引といつたものについて下請法の改正をお願いしているところでございますけれども、仮に成立し施行されるということになりますと、下請取引の問題について我々も実態を調査いたしますけれども、そういうたった調査の中で、発注者との関係といったところに問題があれば、それが下請の方に転嫁されてくるということになりますので、我々も、下請法の運用を通じまして、発注者といいますか、ユーチャーとの取引のところにつきましても実態把握に努めてまいりたいというふうに思っています。そして、そういう実態把握の中で特殊指定をする必要性が特に認められるということであれば、荷主との関係だけじゃなくて検討していくことも当然あり得るものと思つております。

○塩川(鉄)委員 今回、下請代金法に基づいて適用範囲が大きく拡大をする、役務全体に広がるということでは、三十万社ふえ、倍になるということが言われているわけです。そういう点でも、これをしっかりと執行する体制が今問われてくるわけですね。

この点では、もちろん中小企業庁、何よりも公正取引委員会がそういった体制強化に努めなければいけないわけですから、役務のそれぞれの適用となる業種、業界を所管する官庁においてもこれについての責任が問われてくると思います。

従来からも、造船業については、かつての運輸省の所管という形で調査の権限などが与えられていましたが、そういう点では、ほかの省庁についても、当然のことながら新たに適用されるわけですから、そういうたった調査権限をしっかりと発揮してもらわぬといけない。

○檜崎政府参考人 下請法が改正されて施行されるということになりますれば、当然、我々、下請取引検査官の増員も必要でしょうし、また検査官自身の新しい分野、我々製造業のところについてかなりノウハウを持っているわけでございますけれども、サービス業のところの新しい分野でございますけれども、そういう分野における取引についての専門性あるいは能力向上といったものを高めていく必要もござります。

それと、先生から御指摘のように、公取あるいは中小企業庁だけでは運用するんじゃなくて、やはり所管省庁、所管官庁におきましても調査権限があるわけでございますので、公正取引委員会、中小企業庁、所管官庁、調査の協力体制といったものをぜひ築いていきたいというふうに思っております。

○塙川(鉄 委員) そういう点での一番の力となる下請検査官の増員も必要なわけですが、これは、来年度などについて、下請検査官の増員、専任ということでは、公正取引委員会の考えがあるんでしょうか。同時に、ほかの、新たに役務が拡大するその業を所管する官庁において下請検査官を配置するような話というのは、公正取引委員会としては把握されているんでしょうか。

○檜崎政府参考人 具体的に何人増員するといふうこと今ここで申し上げることはできませんが、それでも、また他省庁におきましても、それぞれの立場におきましてどういうふうな体制を講ずるかといったことが検討されるんじゃないかなというふうに思っております。

○塙川(鉄 委員) 今、新たに下請法の適用となる業種を担当する省庁に聞いても、下請法の執行に当たつての体制についてはなかなか自分の方から言い出せない、どつつかというと、人ごととまで言はないけれども、公正取引委員会の方から

言つてもらえれば増員などについて考えてもらへるんぢやないかといふ点では、実際に業種が倍になつても、それをしっかりと執行する体制が整わないという点が今の現状だと思ふんです。そういう点でも、下請検査官の増員なども必要なわけですが、どうでしよう、下請検査官をほかの省庁でもきちつと確保するという点で、大臣。○平沼国務大臣 今、こういう厳しい中で、公務員の定員といふのは非常に厳しい状況であります。当省といたしましても、例えば特許庁におきましても、必要なところに対しても我々は増員要求を行つて対処しております。

ですから、今回の法律の改正によりまして新しい分野も入つてきて、そういう中で一定の人員の増といふのは必要性が高まつてきていると思っておりますので、私どもも、公取と相談をしながら、厳しい中ですけれども、最大の効率が出るよう努めしながら、増員のことも私どもは視野に入れてしつかり頑張つていかなければならぬ、こういうふうに思つています。

○塩川(鉄)委員 トラック事業法の昨年の改正において、今、過労運転防止などの対策が安全対策として強化をされました。同時に、競争の公正の確保ということで、その運用体制の強化を図る、その一環として、先ほど申し述べたような、適正化事業実施機関として、トラック協会が実際に事業所を訪問して調査をするとかいうことが行われているわけですね。

そういう点でも、これはあくまでもトラック事業の規制緩和の中での公正性の確保という観点ですけれども、私、そういう意味では、元下関係においての下請取引の是正という立場では、下請検査官のような形できちつと行うとともに、こういった事業者団体の中で積極的な役割を果たす必要もあるんぢやないか、トラック協会なりが公益法人としてふさわしい責任を担うという点での取り組みが求められていると思うんですけれども、この点、公正取引委員会としてはいかがでしよう

○橋崎政府参考人 例えはバイイングパワーの問題で、量販店等大規模小売業者と納入業者との関係の問題がございますけれども、業界全体としていかに独禁法を遵守していくかといったことを、各企業が個別にコンプライアンスをつくるだけじゃなくて、事業者団体、百貨店協会とかチャーチストア協会とかにおきましてもそういうコンプライアンスというものをつくりまして、各構成事業者に呼びかけて遵守を求めるというふうな取り組みがございますので、こういった新しい分野におきましても、業界団体の役割といったものはかなり大きな地位を占めてくるのではないかなとうふうに思いますし、我々もそういった活動を側面から支援していきたいというふうに考えております。

○塙川(鉄)委員 その点の取り組みをお願いします。

最後に、経済産業省所管の公益法人であるプラントメンテナンス協会についてお聞きします。

これは大臣あてにも質問状が届けられているかと思いますが、私の方にもそのコピーをいただきましたけれども、このプラントメンテナンス協会の実情について訴えのあった質問状、これにどのように対応されたのかお聞きします。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。

プラントメンテナンス協会が三月二十六日の理事会で新任理事を選任いたしましたけれども、この登記を法律に定められた期間内に行つていいなかつたという、私どもにもファックスをちょうどいたしました。

理事の変更登記につきましては、民法で定められておりますが、期間は二週間以内になされるとになつておりますが、同協会がこれを遵守していないなかつたことは大変遺憾でございます。当省より、早急に理事の変更登記を行なうよう協会に対して指導いたしまして、必要書類を法務局に五月二十八日に提出したところでございます。

○塙川(鉄)委員 理事の承認について登記をしていなかつたという問題ですけれども、過去にもございましたが、これがございました。

ほど御答弁申し上げましたように、公益法人は民間法人でございまして、その意思決定機関で選任をされるということでございますので、能力、識見、経験等を見た判断であろうかと思います。

○大島(今)委員では、官房長ではなく、済みません、次の質問に移ります、官房長に質問してもちょっととかわいそうな気がしますので。ちょっと時間がありますので、ほかの質問に移ります。

機関登録の基準について質問します。

検査、検定というのは、公正中立性の確保が重要であると思っております。今改正で新規参入の営利法人も機関登録できるようになります。機関登録申請者が関係する事業者に支配されないための基準に、役員または職員の割合が二分の一を超えないということですとか、社員がならないとか、三つほど条件がございます。

その中で、今回の経済産業省所管の中に関係する九つの法律に基づいた検査、検定、あと審査の指定法人があるわけなんですが、このうち支配要件がないのが計量法と電気事業法のうちの一般電気工作物の調査義務、これは機関登録の基準として支配要件がないわけで、あとは二分の一ということでござります。

現在、公益法人の指導監督基準によりますと、特定企業の関係者は三分の一以下と定められていますが、今回支配要件として二分の一を超えないということですとか、これは基準が緩和されているのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木政府参考人 電気事業法関係の一般調査について御説明申し上げます。

一般用の電気工作物の調査制度におきましては、一般家庭の屋内配線の安全性に係る調査の実施義務を電気供給者に課しております。電気供給者は、この調査を登録調査機関に委託することができます。

今先生御指摘の支配関係に係る公正性の要件は、検査、審査を受ける義務が課せられている者は、検査、審査を実施する者との間に支配関係が存

在することによって検査、審査の公正な実施が妨げられるおそれがある場合に、そのおそれをあらかじめ排除するために設けることにしておるわけですが、この一般調査の制度におきましては、一般家庭の需要家は調査を受ける義務は課せられておりません。調査を実施する者である登録調査機関と調査を受ける者である一般家庭の需要家との間にこうした支配関係を生じることは考えられないと考えております。したがいまして、支配関係に係る公正性の要件を規定する必要はない、こういうふうに判断しております。

○大島(今)委員 今の質問と答弁は食い違っていますね。私の質問は、支配要件があるところに関する基準が緩和されているのではないかという質問なんですが、今保安院長が答えられた電気事業法に基づく一般電気工作物の調査義務と計量法のみは支配関係が関係ないからフリーですよといふふうにされております。したがいまして、要するに、関係業界からのあれは二分の一以下にしろというのが公益法人の方で決まっており、こっち側は検査、検定機関のあれについても二分の一にしてあるということでありました。

もう一度、これは産業技術環境局長、答弁してください。

○中村政府参考人 お答えいたします。

今回の法案におきましては、登録機関の公正性、中立性を確保するために、登録申請者が受検事業者によって支配されていないという状況が必ずあるという認識のもとに具体的な基準をつくったわけでございます。

一般的に、登録機関の業務執行上の意思決定は役員の過半数によってなされる、要するに、通常の場合二分の一と考えられることから、登録申請の役員に占める受検事業者の役員、職員が二分の一を超えてはならないというふうに規定してお

関係者が占める割合は理事現在数の三分の一以下とすることとされておりますけれども、ここで言つております特定企業とは、同一の企業といふふうに考えられており、複数の受検事業者との関係で支配関係を排除しようとしている今回の登録基準に関しては、御指摘との参考にはならないといふふうに考えております。

○大島(今)委員 そうしたら、同一の業界の関係者の占める割合というのは何割までいいんですか、今回の登録機関の基準としましては。

○中村政府参考人 逆に申しますと、公益法人の方の指導監督基準は、要するに特定の企業が三分の一以下であるということ、もう一つは、同一の業界からの関係者が占める割合は理事現在数の二分の一以下といふふうにされております。したがいまして、要するに、関係業界からのあれは二分の一以下にしろというのが公益法人の方で決まっており、こっち側は検査、検定機関のあれについても二分の一にしてあるということでありました。

○大島(今)委員 そうすると、業界として検査、検定株式会社をつくるときには、A、B、C、Dとかいろいろな同じ業界の会社があるとしまして、A社から二分の一役員を送りまして、B、C、Dの会社から二分の一で、業界団体で新しい検査、検定会社をつくることも可能なわけなんですね。もう一度。

○中村政府参考人 それはできません。

ここに書いてありますのは、要するに特定業者から来ている人が役員の過半数を占めてはいけないと書いてございますから、そういう意味で、今先生が言われたものは二分の一を超えると思います。

○大島(今)委員 では、検査機関にメーカーの職員が出てしている場合、職員の割合が二分の一を超えてはいけないということになっているわけなんですが、この場合はどうなんでしょうか。

今法律上の要件は、まず事業者が親会社になつてはいけないということと、登録申請者の役員に占める事業者の役員または職員の割合が二分の一を超えない、それから登録申請者が事業者の役員または職員を兼ねてはならないというふうに規定されておるところでございますので、そういうことでございます。

○大島(今)委員 ちょっとわかりにくんですけどね、要は、どのようにして検査、検定機関の透明性を高めて、受検業者と検査実施機関の分離を図って、公正、厳格な検査を担保するかということが質問の趣旨なんです。そのための登録機関の基準が、これは甘いのではないかとか、業界の癡着が起きるのではないか、そういうふうな趣旨なんですね。そのことに対する御答弁をいただきたいんです。

○中村政府参考人 今回の法律は、いわば事前に登録の段階の基準につきましては今言ったような基準で機械的な要件を定めて、具体的な支配関係、要するにおかしなことをやった場合には、事後に発見して事後でチェックしていく、改善命令をかけていくという形でございます。

○大島(今)委員 だから、製品産業保安とか、製品の安全性を検査、検定していくのに事後チェックでいいのかという問題なんですよ。

例えば、ジエットバスの問題で人が亡くなっていますよね。そういうこともあるわけですから、今度の法改正によって民間機関が検査、検定機関に参入できるわけで、そのときに、支配要件ということで、新しい検査機関に親会社が二分の一まで役員を送つていいと。株式会社の議決権も二分の一なので、親会社に支配されるのではないか、ということであれば、公正な検査、検定あるいは審査ができないのではないかという疑問に対し

て、明確に、いや大丈夫だと、いや心配だとお答えいただければいいんです。

○中村政府参考人 要するに、二分の一というのがあくまで登録の段階の基準でございまして、我々としては、入るときとしてはこれで十分だ

と。ただ、後で問題が起るかどうかということについては、我々は十分事後チェックをするといふに考えて、これで安全性は確保されるといふに考えております。

○大島(今)委員 そういう答弁ですと、今度、民間の検査登録機関が参入するということは、以前よりも安全性に対しての緩和になるといふに解釈できるわけなんですよね。そのことに関してはどうなんですか。

○中村政府参考人 今回の法改正は、あくまで経済産業省につきましては登録制にするということでも、もう既に一つの法律を除いては當利法人にも門戸は開かれておるところでございます。その結果、安全性に問題が生じたということはございませんし、我々も、今後とも安全性に問題は生じないというふうに考えております。

○大島(今)委員 しかし、置きかえただけではなく、こういう法律ができれば新規の参入会社も出てくるわけですね、大臣。その先を心配して質問をしているわけなんです。

例えは、発電設備技術検査協会、これは電気事業法に基づきまして、電力会社の使用前安全管理検査ですとか溶接安全管理検査、定期安全管理検査、こういうのをやるところなんですが、こここの役員に、検査を受ける中電の取締役副社長ですとか九州電力の常務取締役とか、あと、こういう発電設備をつくっているメーカーの株式会社東芝、株式会社日立製作所、三菱重工業株式会社、こういう人たちが検査、検定機関の公益法人の理事に名前を連ねているんです。

これが三分の一だからとか二分の一だからとか悪いとかいう問題ではなく、自分たちが受検事業者となる、そういう立場の取締役の人が審査会社の役員に名前を連ねている、このことが私は、公正、厳格な審査ができるのか、そういう疑問で質問をしているわけなんです。もう一度お答えください。

たので、私からお答えさせていただきます。

確かに、御指摘のように、二分の一というルールで今先生がお話しになつた電力会社などからの役員が入つておりますけれども、こうした方々は、実際に検査の現場における知識あるいは検査の方法の改善等で極めて有効いろいろ御意見もいただいておるわけでございます。

現実にこの検査協会の職員自身は、公正に行うことは、その業務の遂行上のルールもきちんと定められているところでございます。二分の一のルールのもとできちんとやっておりますので、ぜひ、そこは御理解いただきたいと思います。

○大島(今)委員 二分の一とか三分の一とか、そういうことが問題ではなく、やはりその業界が受検事業者と検査とか検定、検査をする会社が癒着する、そういう構造を最初からつくつてはいけないということを私は言つておるわけなんです。そういう役員に名前を連ねておけば、いろいろ形で会い、接触し、会議をするわけですから、はたから見れば、何か違う担保をつくつておかなければ、やはり業界の癒着ではないかと指摘されてもそれは仕方がないと思うわけなんです。だから、何%だからとか悪いとか、そういう問題を私は言つておるわけではないんです。

政府は、一つの目安として三分の一とか、今度の法律では支配要件、二分の一を超えてはいけないとかいう目安を法律に明記しております。今まで省令でしたけれども、今回は法律の中に書いたりますけれども、そういうことを言つているわけじゃないんですね。だから、そういうことを考へて、次は採決になりますけれども、大臣、今後このような問題に関してどういうふうに思いますが。

○平沼国務大臣 重要な御指摘をいただいています。

○赤嶺委員 私は、日本共産党を代表して、公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案に対する反対討論を行います。

○公益法人改革というなら、この間の国民的批判

で、要件が緩和されていて安全性が担保できないことですけれども、一方においては、こういう特殊な分野というのはやはり知見と専門性、経験というものは非常に大きな意味があると思ってます。

ですから、そういうものを生かしつつ、我々としては、国としては、御懸念のことが起きないように、しっかりと事後チェックもしますし、立入検査もしますし、そういうことによって全体が一つの、官ができるもの、それから民が参入できるものは参入できる。こういう一つのコンセプトでしっかりと運営をさせていただきたい、このようになります。

○大島(今)委員 あと一分残つておりますので、申し上げます。

今、電気事業法に基づいての例を取り上げましたけれども、電気用品安全法ですか消費生活用製品安全法に基づいての指定法人があるわけでございます。ですから、事故が起きてからではいけないということで、事後チェック体制もするといふことでございますが、そういうことをきちっと、起きないような形でやはりやつていただきたい、そういうことを申し上げて、質問を終わります。

○村田委員長 これより討論に入ります。

○赤嶺委員 私は、日本共産党を代表して、公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案について採決いたします。

○村田委員長 「賛成者起立」

討論の申し出がありますので、これを許します。

○村田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○村田委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案について採決いたします。

○村田委員長 起立多数。よつて、本案は原案の本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○村田委員長 「賛成者起立」

〔賛成者起立〕

○村田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○村田委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、下地幹郎君外五名から、自由民主党、民主党、無所属クラブ、公明党、保守新党及び宇田川芳雄君共同提案による附帯決議を付すべしとの

動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。鈴木康友君。

○鈴木(康)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読いたします。

公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、国と公益法人の関係の透明化・合理化等を図るために、本法施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 公益法人に対する、国が委託費や補助金等の交付を行っている事務・事業については、以後とも継続した見直しを行うとともに、やむを得ず公益法人に事務・事業を行わせる必要が新たに生じた場合には、スクラップ・アンド・ビルト方式等により、可能な限り増加の抑制に努めること。

二 引き続き、国の関与を受けて事務・事業を行つる公益法人については、主務官庁及び公益法人の双方において、情報公開の徹底を図り、より一層の透明性・効率性・厳正性の確保に努めること。

三 国家公務員の総定員管理制度等を通じ、行政の簡素化・効率化を進めることで、徒に公益法人の設立・利用が行われることのないよう官民の役割分担の明確化を図ること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○村田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

採決いたします。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔賛成者起立〕

○村田委員長 起立多数。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、平沼経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。平沼経済産業大臣。

○平沼国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法の実施に努めてまいります。

○村田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○村田委員長 次に、内閣提出、参議院送付、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、下請中小企業振興法の一部を改正する法律案及び小規模企業共済法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聴取いたします。

なお、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案につきましては、参議院で修正議決の上送付されたものでありますので、ます政府から

趣旨の説明を聴取し、引き続き参議院における修正部分の趣旨について説明を聴取いたします。福

田内閣官房長官。

上送付されたものでありますので、ます政府から

趣旨の説明を聴取し、引き続き参議院における修正部分の趣旨について説明を聴取いたしました。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○福田国務大臣 ただいま議題となりました下請

代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申しあげます。

現行の下請代金支払遅延等防止法、いわゆる下請法は、物品の製造及び修理に係る下請取引の公正化及び下請事業者の利益の保護を図るため、下請代金の支払い遅延等の親事業者の不当な行為を規制すること等を内容としておりますが、近年の経済のサービス化・ソフト化の進展に伴い、役務の委託に係る下請取引についても取引の公正化を図ることが重要な課題となつております。

このよつた下請取引をめぐる状況を踏まえ、役務の委託に係る下請取引の公正化を図る観点から、プログラムの作成等役務の委託に係る下請取引を下請法の対象として追加する等の措置を講じることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、下請法の適用対象となる委託取引として、情報成果物作成委託、役務提供委託及び金型の製造委託を追加することとしております。

第二に、親事業者の遵守すべき事項として、親事業者が下請事業者に対し、自己の指定する役務を強制して利用させてはならないこと等を追加することとしております。

第三に、公正取引委員会が勧告をした場合において、必要に応じ公示することができますよう、関係規定を整備することとしております。

第四に、書面の交付義務等の違反行為に対する罰金の上限額を三万円から五十万円に引き上げることとしております。

なお、これらの改正は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

さいますようお願いいたします。

○村田委員長 参議院経済産業委員会における修正案の提出者参議院議員木俣佳丈君。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の参議院修正

〔本号末尾に掲載〕

さ

い

ます

よ

う

お

願

い

た

い

す

ま

し

ま

す

ま

す

ま

す

ま

す

さ

い

ます

さ

い

ます

よ

う

お

願

い

た

い

す

ま

し

ま

す

ま

す

ま

す

ま

す

す

号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第二項中「第一号又は第二号」を「次の各号のいずれか」に、「行なうもの」を「行うもの」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に、「又は」を「若しくは」に、「の製造」を「若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者がその使用し若しくは消費する物品の製造を業として行う場合におけるその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、「器具の製造」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同項に次の三号を加える。

三 その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部(前号に掲げるものを除く。)

四 その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合におけるその修理の行為の一部(前号に掲げるものを除く。)

五 その者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部

第一条第三項中「前項第一号又は第二号」を「第二項各号のいずれか」に、「行なう」を「行う」に、「同項第一号又は第二号」を「同項各号のいずれか」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 この法律において「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一 プログラム(電子計算機に対する指令であ

つて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)

二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

第五条第一項を次のよう改める。

親事業者及び特定下請組合等事業協同組合その他の団体(政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。)であつてその構成員の大部が当該親事業者の営む事業について第二条第二項各号のいずれかに掲げる行為を行つてゐるもの(以下同じ。)は、当該親事業者が当該特定下請組合等の構成員である場合を除き、当該親事業者の発注分野の明確化、当該特定下請組合等の構成員である下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の下請部若しくは一部

第六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の四第一項に規定する売掛金債権担保保険(以下「売掛金債権担保保険」という。)の保険関係であつて、下請振興関連保証(同項に規定する債務の保証(承認計画に従つて振興事業を実施する親事業者特定下請組合等の構成員であるものを含む。)に対する売掛金債権担保として提供させるものに限る。)であつて、下請事業者が当該承認計画に従つて振興事業を行つてゐるもの(以下同じ。)は、当該親事業者が当該特定下請組合等の構成員であつて請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合におけるその修理の行為の一部(前号に掲げるものを除く。)

第七条第一項及び第二項中「特定親事業者」を「親事業者」に、「特定下請組合」を「特定下請組合等」に、「組合員」を「構成員」に改め、同条第四号中「特定下請組合」を「特定下請組合等」に、「組合員」を「構成員」である下請事業者に改める。

第八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の四第一項に規定する売掛金債権担保保険(以下「売掛金債権担保保険」という。)の保険関係であつて、下請振興関連保証(同項に規定する債務の保証(承認計画に従つて振興事業を実施する親事業者特定下請組合等の構成員であるものを含む。)に対する売掛金債権担保として提供させるものに限る。)であつて、下請事業者が当該承認計画に従つて振興事業を行つてゐるもの(以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同項の規定の適用については、同項中「保険額の合計額が」とあるのは、「下請中小企業振興法第八条第一項に規定する下請振興関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ」とする。

第九条を削り、第八条第一項第十一号中「特定下請組合等」に、「同条第三項」及び「同条第一項」を「同項」に改める。

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十一号中「特定下請組合等」に、「同条第三項」及び「同条第一項」を「同項」に改める。

第六条第一項中「特定親事業者」を「親事業者」に、「特定下請組合」を「特定下請組合等」に改め、同条第三項を同条第二項とする。

同条第二号中「並びに同条第三項に規定する場合にあつては同項に規定する賦課の基準」を削り、

二 「組合員」を「構成員」に改め、同条第四号中「特定下請組合」を「特定下請組合等」に、「組合員」を「構成員」に改め、同条第四号中

「特定下請組合」を「特定下請組合等」に、「組合員」を「構成員」である下請事業者に改める。

第七条第一項及び第二項中「特定親事業者」を「親事業者」に、「特定下請組合」を「特定下請組合等」に、「組合員」を「構成員」に改め、同条第四号中「特定下請組合」を「特定下請組合等」に、「組合員」を「構成員」である下請事業者に改める。

第八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の四第一項に規定する売掛金債権担保保険(以下「売掛金債権担保保険」という。)の保険関係であつて、下請振興関連保証(同項に規定する債務の保証(承認計画に従つて振興事業を実施する親事業者特定下請組合等の構成員であるものを含む。)に対する売掛金債権担保として提供させるものに限る。)であつて、下請事業者が当該承認計画に従つて振興事業を行つてゐるもの(以下同じ。)は、当該親事業者が当該特定下請組合等の構成員である場合を除き、当該親事業者の発注分野の明確化、当該特定下請組合等の構成員である下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の下請事業者の構成員である下請事業者に係るものについての同項の規定の適用については、同項中「保険額の合計額が」とあるのは、「下請中小企業振興法第八条第一項に規定する下請振興関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ」とする。

第九条を削り、第八条第一項第十一号中「特定下請組合等」に、「同条第三項」及び「同条第一項」を「同項」に改める。

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十一号中「特定下請組合等」に、「同条第三項」及び「同条第一項」を「同項」に改める。

第六条第一項中「特定親事業者」を「親事業者」に、「特定下請組合」を「特定下請組合等」に改め、同条第三項を同条第二項とする。

第十四条第一項中「三万円」を「五十万円」に改める。

二 「施設の近代化」を「施設又は設備の導入」に改め、同条第四号中「施設の近代化」を「施設又は設備の導入」に改め、同条第四号中

「特定下請組合」を「特定下請組合等」に、「組合員」を「構成員」である下請事業者に改める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の下請中小企業振興法第八条の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十一号中「特定下請組合等」に、「同条第三項」及び「同条第一項」を「同項」に改める。

第六条第一項中「特定親事業者」を「親事業者」に、「特定下請組合」を「特定下請組合等」に、「組合員」を「構成員」に改め、同条第四号中「特定下請組合」を「特定下請組合等」に、「組合員」を「構成員」である下請事業者に改める。

第七条第一項及び第二項中「特定親事業者」を「親事業者」に、「特定下請組合」を「特定下請組合等」に、「組合員」を「構成員」に改め、同条第四号中「特定下請組合」を「特定下請組合等」に、「組合員」を「構成員」である下請事業者に改める。

第八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の四第一項に規定する売掛金債権担保保険(以下「売掛金債権担保保険」という。)の保険関係であつて、下請振興関連保証(同項に規定する債務の保証(承認計画に従つて振興事業を実施する親事業者特定下請組合等の構成員であるものを含む。)に対する売掛金債権担保として提供させるものに限る。)であつて、下請事業者が当該承認計画に従つて振興事業を行つてゐるもの(以下同じ。)は、当該親事業者が当該特定下請組合等の構成員である場合を除き、当該親事業者の発注分野の明確化、当該特定下請組合等の構成員である下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の下請事業者の構成員である下請事業者に係るものについての同項の規定の適用については、同項中「保険額の合計額が」とあるのは、「下請中小企業振興法第八条第一項に規定する下請振興関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ」とする。

第九条を削り、第八条第一項第十一号中「特定下請組合等」に、「同条第三項」及び「同条第一項」を「同項」に改める。

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十一号中「特定下請組合等」に、「同条第三項」及び「同条第一項」を「同項」に改める。

第六条第一項中「特定親事業者」を「親事業者」に、「特定下請組合」を「特定下請組合等」に改め、同条第三項を同条第二項とする。

平成十五年六月十日印刷

平成十五年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D